

建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（仮称）案に関する主なご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方について

主なご意見の概要	国土交通省の考え方
<p>第1弾省令でプログラムの性能評価手数料を100万円としながら、第2弾省令では150万円とするとなっている。どちらが正しいのか。</p>	<p>プログラムの性能評価手数料の額は150万円となります。</p>
<p>改正法施行後に軽微な変更にあたらな計画変更をする場合、変更確認申請について構造計算適合性判定が必要な規模の建築物には、適合性判定の義務付けが適用されるのか否か。</p>	<p>構造計算適合性判定が必要な物件について、計画変更の確認申請を行った場合、当該変更の内容が構造計算に係る内容である場合は、再度適合性判定が必要となります。</p>
<p>改正法施行前に確認申請が受理された物件は、新しい構造告示の規定に適合していないので既存不適格建築物となるのか。</p>	<p>改正法施行前に確認申請がされた物件であっても、当該物件が新構造基準に適合すれば、既存不適格建築物とはなりません。</p>
<p>計画変更の確認を求める都度構造計算適合判定を行うのは建築主に多大な負担を強いるので、同判定が必要な範囲を規則で明確にし、限定してほしい。その都度必要ならその旨を、限定するならその基準を明確に公表してほしい。</p>	<p>構造計算適合性判定が必要な物件について、計画変更の確認申請を行った場合、当該変更の内容が構造計算に係る内容である場合は、再度適合性判定が必要となります。</p>
<p>周知期間も不十分で改正法施行後の様々な混乱が予想されるため、法施工後の問題点の調査、情報収集を速やかに継続的に行い、運用の見直しや改善へのすばやい対応が必要。また、法施工後の確認申請業務について包括的な相談窓口の設置を求める。</p>	<p>(財)建築行政情報センターに、電話相談室を設けて対応しています。</p>
<p>施行時工事中建築物の設計変更に対する弾力的な取扱いへの配慮。改正法施行時における建築工事中の建築物が、法適用によって、実質的な設計変更ができなくなることを避け、弾力的な取扱い等についての配慮をお願いしたい。</p>	<p>構造基準の適用については、着工時点の施工法によることとなるため、改正法施行時にすでに着工済の物件については、計画変更を行う場合であっても、旧構造基準が適用されることとなります。</p>